

しんしろ安全・安心で 快適なまちづくり 行動計画



しんしろ安全・安心で快適なまちづくり推進協議会

新 城 市

目 次

I はじめに	1
II 安全・安心で快適なまちづくりへの行動計画	2
1 安全・安心なまちづくり	2
(1) 犯罪の防止に関する事	2
(2) 違法駐車等の防止に関する事	6
(3) 自動車等の放置の防止に関する事	7
(4) 交通事故の防止に関する事	8
(5) その他安全・安心なまちづくりに関する事	9
2 快適なまちづくり	9
(1) ごみのポイ捨て等の防止に関する事	9
(2) ペット(動物)の適正な管理に関する事	10
(3) 喫煙者のモラルに関する事	11
(4) 空地及び空き家の適正な管理に関する事	11
(5) 落書き等の防止に関する事	12
(6) その他快適なまちづくりに関する事	13

I はじめに

(計画策定の趣旨)

平成17年10月1日に旧新城市、旧鳳来町及び旧作手村の市町村合併が行われ、現在新市のまちづくりがそれぞれの分野で進められている。

安全・安心で快適なまちづくりを行うためには、市民一人ひとりがまちづくりに対する自覚・意識の醸成や取組への行動が不可欠であり、また、市をはじめとする行政の施策や取組だけでなく、市民、事業所等と一体となった取組を推し進める必要がある。

このため、市では、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり推進協議会に諮り、平成18年10月1日に施行された、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づき、行動主体ごとの、それぞれの立場において実施すべき取組を明らかにする行動計画をとりまとめることにした。

なお、本行動計画については、今後さらに、まちづくりのために充実・強化が求められる取組については、できる限り取り入れるための不断の見直しを行うものとする。

II 安全・安心で快適なまちづくりへの行動計画

1 安全・安心なまちづくり

地域における犯罪や事故等を防止し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすため、行動主体ごとのそれぞれの取り組むべき方向を以下に示す。

(1) 犯罪の防止に関すること(条例第8条第1号)

ア 防犯意識の高揚

子どもから大人まで、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、啓発や情報提供を行い、地域が一体となった市民総ぐるみの活動を展開する。

なお、市民一人ひとりが、今以上に防犯意識を持つことが不可欠であるが、市全体の安全・安心なまちづくりを効率的に行うために、地域、事業所、学校、家庭等のあらゆる場所において取組を進める。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 防犯教室への参加や防犯関係情報の収集に取り組む。
- 犯罪に遭わないための注意事項を家族で話し合うなど、防犯意識の向上に努める。
 - ・外出時の戸締りの確認、鍵の携行等を生活習慣として身につける
 - ・ひったくりなどの街頭犯罪に対する自主防犯に努める
- PTA活動等を通じて保護者、児童、生徒への防犯意識の高揚を図る。
- 事業所、学校等と一体となって、防犯意識の高揚のための啓発に取り組む。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 従業員等に対し、各種情報の提供、研修会の実施などによる防犯教育を行う。
- 顧客等に対し、店内放送などにより防犯意識の高揚のための啓発を行う。
- 事業所は地域安全の拠点とするセーフティステーション活動を実施する。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 地域住民へ、防犯意識の高揚のための啓発や防犯関係情報の提供を行う。
 - ・防犯教室、防犯キャンペーンを開催
 - ・広報紙、防災行政無線、地域防犯メールを使った防犯関係情報の提供
 - ・放置自転車クリーンキャンペーンの実施
 - ・防犯のぼり旗の掲出
- 高齢者対象のイベントでの防犯啓発や防犯講習会を行う。
- 各小中学校での防犯教室の開催などにより、安全教育の充実を図る。

イ 地域防犯力の向上

防犯意識の高揚と同様に大切なのが地域防犯力の向上であり、地域がまとまることにより、その防犯力が倍増することとなる。そのために、市民、事業所、市が連携を図り、地域自主防犯活動の強化や活動組織の整備及び促進に努める。

また、地域連帯感の希薄化が、地域の犯罪抑止機能を弱めることから、地域の自主防犯活動を通して地域連帯意識の強化を図る。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 地域で行われる自主防犯パトロール等に積極的に参加する。
- 隣近所への声かけに努めるなど、地域での連帯を深める。
- 県の行う、安全安心の輪展開事業(あいさつ・声かけ運動)にも積極的に参加する。
- 地域の自主防犯パトロールへの参加・協力や自主防犯活動団体の設立を積極的に進める。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 警察等の行う地域防犯キャンペーンに参加する。
- 「防犯パトロール中」のマグネットシートやステッカーを車体に貼付し、監視の目を光らせながら営業活動を行う。
- 店舗の店頭や駐車場を自主防犯活動団体の集合場所、防犯キャンペーンの活動場所等に提供する。

③ 市及び関係機関

<取組事項・取組方向>

- 自主防犯団体への活動支援、設置支援を積極的に進める。
- 地域への防犯広報活動を積極的に進める。
- 青色回転灯積載車両(まもるンジャー)や広報車でのパトロールなど、公用車の活用を図る。
- 自主防犯団体未設置の行政区に対し、その設置を積極的に働きかける。
- 地域の防犯活動に役立たせるため、防犯関係情報を行政防災無線・地域防犯メールにより配信する。
- 各小中学校で安全マップを作成し、児童生徒の防犯意識の高揚を図る。

ウ 犯罪が起きない生活環境づくり

市民のそれぞれが、日頃から防犯対策等について意識し、自分たちの生活環境を自ら守るべく、犯罪が起きにくい、起こしにくい環境整備に取り組む。

また、犯罪を誘発する恐れのある環境の解消に向けて、日頃から関心を持って身近な生活環境について点検を行うとともに、落書き消しや防犯対策としてのごみの片付けなど、できることから実施して行く。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

<取組事項・取組方向>

- 玄関ドア、窓等への補助錠の設置や照明設置による見通しの確保など、住宅の防犯向上に努める。
- 敷地内に侵入の足場となるようなものや段ボール等の可燃性の高いものを放置しないようにする。
- 自動車、オートバイ、自転車等の盗難防止用品の活用を努める。
- 通学路等の危険箇所の巡視活動等に取り組む。

② 事業所

<取組事項・取組方向>

- 車両盗難防止装置(イモビライザ)装着車両を普及させるなど、自動車の盗難防止を図る。
- 堅牢な自動販売機の導入や自動販売機への警報装置の設置等により、犯罪を誘発しにくい環境を構築する。
- 警備員の巡視や照明器具、ミラー、防犯カメラの設置等により、駐車場内での

自動車の盗難や車上ねらいなどが起きないようにする。

- 犯罪被害者の駆け込みに対応するため、いわゆる「駆け込み110番の家」活動に協力する。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 地域安全灯整備費補助事業の推進による防犯灯の増設や一戸一灯運動などにより、安全な地域づくりに努める。
- 防犯性の高い住宅の普及及び公園、道路等の整備のための啓発に努める。
- 自転車等の施錠について啓発を実施し、盗難を起こしにくくする。
- 違法な広告物の掲出や違法駐車車両の放置等、犯罪を誘発する恐れのある有害な環境の浄化に取り組む。
- 企業等に対する暴力団排除の「三ない運動」を推進する。
(暴力団を恐れない・暴力団に金を出さない・暴力団を利用しない)

エ 子どもの安全確保

子どもが犯罪に巻き込まれ被害者となるような事件の発生は、地域住民の不安感を増大させ、社会的影響も大きいものがある。

まちの将来を担う子ども達が、犯罪や事件に巻き込まれないよう、幼稚園、保育園、小中学校と連携しながら、子どもを犯罪等の危険から身を守るための教育や訓練等を行い、子どもの安全の確保を図る。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 安全マップ作成への参加や、学校と連携した登下校時の見守りなどにより、子どもの安全確保に努める。
- 小中学校の登下校時における、地域防犯パトロールの実施に努める。
- PTA単位による、見守り隊等の組織化に努める。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 事業所を「子ども110番の家」として、子どもの安全確保のため活用する。
- 「子ども110番の家」の設置が可能な事業所は、積極的に参画する。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 自主防犯組織やスクールガード等による、安全施策を推進する。
- 全通学路の安全マップを作成する。
- 警察、市及び学校等との連携による不審者情報の共有に努める。
- 児童・生徒を対象とした防犯教室や教職員を対象とした不審者侵入防止訓練を実施する。

(2) 違法駐車等の防止に関すること(条例第8条第2号)

違法駐車は、救急車、消防車などの緊急車両の通行の妨げになるほか、駐車車両の死角からの子どもの飛び出しなど、交通事故を誘発する大きな要因となる。

また、自転車、オートバイ等の乱雑な駐車は、歩行者や車両の通行に支障をきたすとともに、通行の安全性からも問題があるため、定められた場所への駐車、又は違法駐車とならないよう秩序ある行動に努める。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 自家用車等の駐車場の確保を確実に行う。
- 玄関や車庫前などの路上に自動車、オートバイ、自転車等迷惑となる路上駐車は行わない。
- 地域における違法駐車を排除するため、交通安全運動等を通じて違法駐車防止活動を実施する。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 事業所における路上での荷物・商品の積み降ろし時には、安全な場所の確保に努める。
- 従業員、来客者等のための駐車場の確保に努める。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 違法駐車の排除や自動車の保管場所の確保に関しては、関係機関と連携し、市民等への違法駐車防止活動を実施する。

- 市街地駐車場マップの作成・配布により、違法駐車防止に努める。
- 無秩序な路上駐車を抑制し、安全かつ円滑な交通を確保するため、違法駐車取締りを行う。

(3) 自動車等の放置の防止に関すること(条例第8条第3号)

自動車等の放置は、まちの景観が損なわれるだけでなく、犯罪や事件の発生にかかわる恐れもあり、その取組みが必要である。

駅前駐輪場には、長期間使用されず放置されている自転車が多く見受けられ、所有者による自主的な片付けや、放置自転車として処理する必要がある。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 自家用車等の車両盗難に遭わないよう安全対策を行うとともに、自転車の防犯登録を確実にするなど適正な管理に努める。
- 放置自動車等を見かけたときは、最寄りの駐在所又は警察に通報する。
- 公共施設等において、自動車、オートバイ、自転車などの長期の駐車や放置が行われないよう、地域住民の理解と協力を得て、その防止に努める。
- 自ら管理する土地において自動車等が放置されないよう適正に管理する。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 自動車盗や部品ねらいなどに遭わないよう、安全対策を行う。
- 自動車等の放置が行われないよう、夜間・休業日等における施錠など事業所敷地内の適正な管理を行う。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 公園、公共施設に自動車、オートバイ、自転車等が放置されないよう適正に管理するとともに、夜間・休館日における施錠など適正な駐車場の管理に努める。
- 駅前駐輪場の定期的な監視活動を行い、放置自転車については移動・撤去の警告表示を行い、所有者に注意を喚起してその防止に努める。
- 放置自動車については、盗難届の有無やその所有者について警察に照会し、所有者が判明したときは、その引取りについて通知する。
- 自動車等放置防止看板の設置など、防止対策を行う。

(4) 交通事故の防止に関すること(条例第8条第4号)

交通事故による死傷者数が、災害や犯罪によるものより多いことを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な地域社会を実現させるための重要な施策である。このため、平成19年3月に策定した「第8次新城市交通安全計画」に基づき、交通事故防止に取り組む。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 交通ルールを遵守して交通事故を起こさないよう、交通事故に遭わないように努める。
- 時間にゆとりをもって、無理・無謀な運転はしない。
- 地域における街頭監視などの交通安全活動に積極的に参加する。
- 地域交通安全団体による交通事故防止活動を積極的に推進する。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 従業員等に対する交通安全教育を行い、交通ルールの遵守、徹底を図る。
- 管理車両の安全点検や日常点検による安全確認を励行し、交通事故防止に努める。
- 管理車両の安全運行に努める。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 交通安全推進協議会による四季の交通安全市民運動を推進し、街頭啓発活動等を積極的に展開する。
- 交通指導員等を配置して幼児、児童生徒に対する交通安全教室を開催し、交通ルール指導等による交通安全意識の高揚に努める。
- 交通事故防止のため、交通違反の取締りや交通指導等を行う。

(5) その他安全・安心なまちづくりに関すること(条例第8条第5号)

安全で安心なまちづくりを進めるためのその他の取組みについても、各行動主体が協働して実行する。

2 快適なまちづくり

地域における迷惑行為や社会生活上の不安、危険等を排除し、市民が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現をめざすため、行動主体ごとのそれぞれの取り組むべき方向を以下に示す。

(1) ごみのポイ捨て等の防止に関すること(条例第9条第1号)

不心得の人による空き缶やごみのポイ捨てにより、公園や公共施設等の環境美化が損なわれている。又、道路には、通行車両からたばこの吸い殻や飲食後のごみなどを無造作に投げ捨てるなど、市民の一部においてマナーが遵守されていない。

「道路も我が家」と思う気持ちを市民の間に普及させ、きれいで快適なまちづくりを推進する。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 自分のごみは持ち帰って分別し、資源物又は可燃物収集日の指定された場所に出す。
- 地域による環境美化保全活動を積極的に行う。
- 地域におけるごみの不法投棄防止のための監視活動を行う。
- 自ら管理する土地にごみをポイ捨てされないよう適正な整備に努める。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 従業員等に対し、環境美化への理解と協力を求める。
- 従業員等に対しごみの分別収集、資源の再利用化について協力を求める。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 環境美化運動を推進し、市民の環境美化意識の高揚を図る。
- 公園、公共施設等における環境美化活動を行う。
- ごみの分別収集及び資源の再利用化について理解と協力を求める。
- 不法投棄防止看板の設置や不法投棄が行われやすい場所の監視を行う。

(2) ペット(動物)の適正な管理に関すること(条例第9条第2号)

従来は、泥棒よけとして番犬を飼育している家庭から、犬、猫などのペットを家族の一員として愛情をもって育てている家庭が増えている。一方、犬の無駄吠えや散歩時の糞の未処理など、地域住民の迷惑となることが一部で発生しているため、放し飼いによる咬傷事案など安全の確保及び環境保全の観点からペットの適正な管理について指導・啓発に努める。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 屋外に出る時は、犬には必ず鎖等を付け、他に害を及ぼさないようにする。
- 無駄吠えをしないようしつけるとともに、首輪や鎖等が外れないよう定期的に確認する。
- 散歩時における糞は、土に埋めず家庭に持ち帰り処理する。
- 登録が義務付けられているペットについては、必ず登録を行う。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 事業所周辺等における糞害防止看板を必要に応じ設置する。
- 従業員等に対し、ペットの適正管理についての啓発に努める。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 犬の登録・予防注射の実施及び指導を行う。
- 公共施設、公園等における糞害防止看板を必要に応じ設置する。
- ペットの散歩時における糞の適正な処理等についての啓発・指導を行う。
- ペットのしつけや適正管理についての啓発を行う。

(3) 喫煙者のモラルに関すること(条例第9条第3号)

喫煙は、喫煙者のみならず周囲の人に対しても害を及ぼすため、秩序ある喫煙が求められている。又、喫煙後のたばこの投げ捨ては火災の原因ともなるため、屋外喫煙所の指定や、喫煙マナーの啓発、喫煙者のモラルの醸成を図る。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 自転車運転中や歩行時の喫煙は、ポイ捨てや他の人に危害を及ぼす危険があるため、喫煙しないように努める。
- 自動車運転中の喫煙は、わき見などにより注意を欠く恐れがあるため、運転中は喫煙しないように努める。
- 他の人に対する受動喫煙防止に配慮する。
- 地域での活動中における適正な喫煙についての啓発を行う。

② 事業所

〈取組事項・取組方向〉

- 事業所内では禁煙又は喫煙場所を指定して分煙に努める。
- 従業員等に受動喫煙による健康被害についての、教育・指導を行う。
- 未成年者のたばこの購入及び喫煙を防止する。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 受動喫煙による健康被害や喫煙マナーについて啓発を行う。
- 公共施設、公園などの市民の利用する場所における禁煙場所、分煙場所の区分けを図る。
- 公用車内は全車全面禁煙とし、その徹底を図る。

(4) 空地及び空き家の適正な管理に関すること(条例第9条第4号)

空地については、草刈りなどの手入れがされず、雑草が繁茂して、安全な通行の妨げなど周辺住民の迷惑となっている。又、草が枯れる冬季は、火災が起きる危険性もあり、適正な管理が求められている。

また、老朽化した空き家については、台風などの自然災害により損壊する恐れがあり、通行人への危害などが懸念されるため、空地・空き家の適正な管理について、所有者や管理者に理解を求める必要がある。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

〈取組事項・取組方向〉

- 所有又は管理している土地の雑草の除去等適正な管理に努める。
- 所有又は管理している建物の安全かつ適正な管理に努める。
- 地域での活動を通じ、空き家や空地の見回り等を実施する。

② 事業所

<取組事項・取組方向>

- 従業員等に対し、所有空地の適正な管理についての啓発を行う。
- 従業員等に対し、事業所内及び周辺の空地等の地域維持や管理活動に協力するよう努める。

③ 市及び関係機関

<取組事項・取組方向>

- 周辺住民等に危険を及ぼすような状況にある土地及び建物の所有者に対し、適正な管理を施すよう助言・指導を行う。
- 土地及び建物が市民等に対し危険な状態にある場合は、関係機関と連携して、状況の改善に努める。

(5) 落書き等の防止に関すること(条例第9条第5号)

公共施設や公共物への落書きや広告物の掲出は、景観を損ねるとともに、内容によっては青少年等に悪影響を及ぼすことが懸念される。

また、公共施設等への落書きや不適切な広告物の無断貼り出しについては、青少年の健全な育成のためにも、防止活動を行うことが必要である。

【主体別取組】

① 市民及び公共的団体

<取組事項・取組方向>

- 青少年の健全な育成に害となるような落書きや広告物を発見した時は、警察に届出を行う。
- 「落書き消し隊」等のボランティア活動に参加する。
- 地域活動としての、落書き消去活動に協力する。
- 地域活動時において、公共施設等への落書きや不適切な広告物の見回りを行う。

② 事業所

<取組事項・取組方向>

- 事業所内の施設、敷地の適正な管理に努める。
- 事業所施設等に落書きや広告物の無断貼り出しがされた時は、速やかに消去又は撤去するよう努める。
- 従業員等に対し、所有地の適正な管理について啓発を行う。

③ 市及び関係機関

〈取組事項・取組方向〉

- 業務外出時において、公共施設等への落書きや不適切な広告物の見回りを実施する。
- 青少年の健全育成に害となるような落書きや広告物については、関係機関と協力して、その消去又は撤去を行う。
- ボランティア組織の育成と活動の支援を行う。

(6) その他快適なまちづくりに関すること(条例第9条第6号)

快適なまちづくりを進めるためのその他の取組についても、各行動主体が協働して実行する。